

令和4年11月27日

## 日比谷公園大音楽堂の音楽会利用の拡大について（試行）

日頃より、大音楽堂をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、東京都では、大音楽堂のさらなる利用促進を図りつつ、築39年を迎え老朽化が進んでいる施設の再整備を見据え、整備後の利用ルール内容を検討していくため、近隣施設等への配慮をしつつ、令和4年3月より音楽会利用可能日の拡大を試行で行っております。令和5年度以降も引き続き下記のとおり試行を行いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 試行の内容について（詳細は別紙「試行の内容について」のとおり）

- ・ 音楽会の利用可能日を、現行ルールの4月～10月の土・日・祝日から、通年の土・日・祝日とします。
- ・ 土曜日の音出しの時間帯を、現行ルールの15時以降から、日・祝日と合わせて12時以降とします。

#### 2 音楽会利用拡大の試行対象期間について

（音楽会開催可能日の拡大）

令和5年11月・12月、令和6年1月・2月・3月の土・日・祝日

（土曜日の音出しの時間帯）

令和5年4月～令和6年9月までの実施分

#### 3 受付方法について

- ・ 音楽会の利用は使用を希望する月の12ヶ月前の2日～11日の間に来館いただき、受付手続きを行ってください。競合した場合は、その月の20日に抽選会を行います。
- ・ 集会の利用については、使用を希望する月の12ヶ月前の1日に来館いただき、受付手続きを行ってください。競合した場合は、その月の5日に抽選会を行います。

#### 4 その他

- ・ 平日等その他の期間についても可能な場合には個別に実施をすることがありますので、その場合には、別途周知をさせていただきます。

【お問い合わせ先】

日比谷公園大音楽堂管理事務所

電話 03-3591-6388

## 試行の内容について

日比谷公園大音楽堂の音楽会利用の拡大（試行）に関する内容は、原則として以下のとおりとする。

		現行ルール (令和4年2月まで)	試行ルール (令和4年3月から)
①受付開始日	音楽会	使用する月の前12か月の2～11日	左記に同じ
	集会	使用する月の前6か月の1日	(4月から10月) ・使用する月の前6か月の1日 <u>(11月から3月)</u> ・使用する月の前12か月の1日
②使用者の決定方法	音楽会	使用する月の前12か月の20日に抽選	左記に同じ
	集会	使用する月の前6か月の5日に抽選	(4月から10月) ・使用する月の前6か月の5日に抽選 <u>(11月から3月)</u> ・使用する月の前12か月の5日に抽選
③空き日程受付	音楽会	使用する月の前12か月の26日から先着順	左記に同じ
	集会	使用する月の前6か月の2日から先着順	(4月から10月) ・使用する月の前6か月の2日から先着順 <u>(11月から3月)</u> ・使用する月の前12か月の26日から先着順
④利用日の制限	音楽会	4月から10月の土日祝のみ利用可能	年間を通じて土日祝日のみ利用可能
	集会	なし	左記に同じ
⑤音出し時間の制限	音楽会	土曜日は15時以降、日・祝日は12時以降	<u>土日祝日は、12時以降</u>
	集会	なし	なし